

受験生、学生および実務家のための

“トスル”読替の条文集

特許法

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

施行日：令和四年六月十七日（令和四年法律第六十八号による改正）

未施行あり

公布日：昭和三十四年四月十三日

改正法令名：刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）

改正法令公布日：令和四年六月十七日

eGov 条文取得日：2022.12.01

2022年12月

弁理士 川原英昭

はじめに

本書は、条文中にある『・・・については、A中「B」とあるのは「C」とする。』形式の読替条文（包括読替等の読替条文を除く）を見やすく書き換えたものです。

例：下記は特許法第四十四条第三項の抜粋です。

3 第一項に規定する・・・の規定の適用については、第四十三条第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」とする。

本書はこの読替規定に従って、読替前後の条文を下記のように作成したものです。下記は抜粋です。

【1A 読替前】特許法第43条第2項 ←特許法

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、・・・を次の各号に掲げる日のうち**最先の日から1年4月以内**に特許庁長官に提出しなければならない。

【1B 読替後】特許法第43条第2項 ←特許法

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、・・・を次の各号に掲げる日のうち**最先の日から1年4月又は新たな特許出願の日から3月のいずれか遅い日まで**に特許庁長官に提出しなければならない。

“とする”形式の読替条文集の作成対象は、知的財産法6法律（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法）と税務法6法律（法人税法、地方税法第3章、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法）です（2022年12月現在）。

本書を使えば、読みにくい読替条文を数分の1の時間で理解できます。長文が多い税務法では本書の利用価値が特に高い。

条文は e-Gov 法令から取得した漢数字の条文を算用数字に変換したのち複雑な処理をして作成したものです。校正を重ねたが、本書の使用に伴って発生した不利益や問題について、編著者は責任を負いません。

2022年12月 川原英昭

eGOV から 2022. 12. 01 に取得した条文から作成した
特許法のトスル読替の条文集

<目次>

【N O 1】第 44 条第 3 項-----	05
【N O 2】第 184 条の 9 第 5 項-----	06
【N O 3】第 184 条の 9 第 6 項-----	16
【N O 4】第 184 条の 9 第 7 項-----	17
【N O 5】第 184 条の 12 第 2 項-----	18
【N O 6】第 184 条の 13-----	20
【N O 7】第 184 条の 15 第 2 項-----	22
【N O 8】第 184 条の 15 第 3 項-----	23
【N O 9】第 184 条の 15 第 4 項-----	24
【N 1 0】第 184 条の 18-----	31
【N 1 1】第 184 条の 19-----	35
【N 1 2】第 184 条の 20 第 5 項-----	36

注 1 『・・・を適用する。この適用については、C 中「D」とあるのは「E」とする。』の形式の読替規定の条文集です。

注 2 読替規定の表現は多様で注 1 の基本形を変形した規定が多い。例。「この適用については、」の箇所、中「・・・以下の表現も多様です。

注 3 表形式の読替規定は、読替表を従前形式に変換しています。従前形式とは読替を注 1 のような文字列で規定するものです。

注 4 読み換える条文番号を具体的に明示していない包括読替を含むもの及び特異表現の読替はこの条文集の対象外です。包括読替とは「・・・を適

用する。この適用については、第2節中「D」とあるのは「E」とする。』形式のものです。包括読替は少ない。

注5 条文番号と『中「・・・』の間に適用範囲を限定する「除く、限る」がある場合、その限定を無視して読替前後の条文を作成する。例 法人税法第144条の4第4項第1号の『第69条第26項（第144条の2第10項において準用する場合に限る。）中「・・・』の規定は『第69条第26項中「・・・』として読替前後の条文を作成する。

注6 号の条文の読替の場合、①読み替える号番号を明記するものと、明記せず『第1項中「・・・』とあるのは・・・』のように規定するものがある（例、法人税法第67条第6項）。②本文は『については、次に定めるところによる。』とし、読み替える下位の号番号を明記しないものがある（例、法人税法第144条の4第4項）。これらは読替前後の条文作成ができるように条文を編集している。

【NO1】***** トスル読替条文【特許法 第44条第3項】*****

3 第1項に規定する新たな特許出願をする場合における第43条第2項（第43条の2第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）及び前条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第43条第2項中「最先の日から1年4月以内」とあるのは「最先の日から1年4月又は新たな特許出願の日から3月のいずれか遅い日まで」とする。

【1A 読替前】第43条第2項 ←特許法

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第4条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち**最先の日から1年4月以内**に特許庁長官に提出しなければならない。

【1B 読替後】第43条第2項 ←特許法

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第4条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したものを次の各号に掲げる日のうち**最先の日から1年4月又は新たな特許出願の日から3月のいずれか遅い日まで**に特許庁長官に提出しなければならない。

【N O 2】***** トスル読替条文【特許法 第 184 条の 9 第 5 項】*****

5 国際特許出願については、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第 48 条の 5 第 1 項中「出願公開」とあるのは「第 184 条の 9 第 1 項の国際公開」と、

【1A 読替前】第 48 条の 5 第 1 項 ←特許法

第 48 条の 5 特許庁長官は、**出願公開**前に出願審査の請求があつたときは**出願公開**の際又はその後遅滞なく、**出願公開**後に出願審査の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。

【1B 読替後】第 48 条の 5 第 1 項 ←特許法

第 48 条の 5 特許庁長官は、**第 184 条の 9 第 1 項の国際公開**前に出願審査の請求があつたときは**第 184 条の 9 第 1 項の国際公開**の際又はその後遅滞なく、**第 184 条の 9 第 1 項の国際公開**後に出願審査の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。

*** トスル読替条文【特許法 第 184 条の 9 第 5 項】***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 ++++++

第 48 条の 6 中「出願公開」とあるのは「第 184 条の 9 第 1 項の国際公開」と、

【2A 読替前】第 48 条の 6 ←特許法

第 48 条の 6 特許庁長官は、**出願公開**後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。

【2B 読替後】第 48 条の 6 ←特許法

第 48 条の 6 特許庁長官は、**第 184 条の 9 第 1 項の国際公開**後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合に

において必要があるときは、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させることができる。

*** トスル読替条文【特許法 第 184 条の 9 第 5 項】 ***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 +++++++

第 66 条第 3 項ただし書中「出願公開」とあるのは「第 184 条の 9 第 1 項の国際公開」と、

【3A 読替前】 第 66 条第 3 項 ←特許法

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第 5 号に掲げる事項については、その特許出願について**出願公開**がされているときは、この限りでない。

【3B 読替後】 第 66 条第 3 項 ←特許法

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。ただし、第 5 号に掲げる事項については、その特許出願について**第 184 条の 9 第 1 項の国際公開**がされているときは、この限りでない。

*** トスル読替条文【特許法 第 184 条の 9 第 5 項】 ***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 +++++++

第 128 条中「出願公開」とあるのは「第 184 条の 9 第 1 項の国際公開」と、

【4A 読替前】 第 128 条 ←特許法

第 128 条 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、**出願公開**、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

【4B 読替後】 第 128 条 ←特許法

第 128 条 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、**第 184 条の 9 第 1 項の国際公開**、特許をすべき旨の

査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

*** トスル読替条文【特許法 第 184 条の 9 第 5 項】 ***

+++++++ 当該ブロックの読替規定 +++++++

第 186 条第 1 項第 1 号中「出願公開」とあるのは「第 184 条の 9 第 1 項の国際公開」と、

【5A 読替前】第 186 条第 1 項第 1 号 ←特許法

一 願書、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類（特許権の設定の登録又は**出願公開**がされたものを除く。）又は第 67 条の 5 第 2 項の資料

【5B 読替後】第 186 条第 1 項第 1 号 ←特許法

一 願書、願書に添付した明細書、特許請求の範囲、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面若しくは特許出願の審査に係る書類（特許権の設定の登録又は**第 184 条の 9 第 1 項の国際公開**がされたものを除く。）又は第 67 条の 5 第 2 項の資料

-----以下省略-----